

写

全剣連 第116号  
平成19年3月23日

各都道府県剣道連盟 会長 殿

財団法人 全日本剣道連盟  
会長 武安義光  
[公印省略]

### 剣道試合・審判規則、細則の一部改訂について（通達）

標記の件につきまして、本年3月14日の理事会・評議員会において下記のとおり剣道試合・審判規則、細則の一部改訂が行れましたので通達します。各会員への周知徹底方お願いします。

記

#### 【現行規則】

- 1 規則第3章 禁止行為 第1節 禁止行為事項  
(薬物使用)  
第15条 薬物を使用すること。

↓

#### 【改訂規則】

- 規則第3章 禁止行為 第1節 禁止行為事項  
(禁止薬物の使用・保持)  
第15条 禁止薬物を使用または保持すること。

#### 【現行細則】

- 2 細則第24条 規則第27条(有効打突の取り消し)不適切な行為とは、打突後、必要以上の余勢や有効などを誇示した場合とする。

↓

#### 【改訂細則】

- 細則第24条 規則第27条(有効打突の取り消し)不適切な行為とは、打突後、必要以上の余勢や有効を誇示した場合などとする。

以上